

奈良県告示第五百七十七号

奈良県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年五月奈良県告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第二条第一号中「奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課」を「奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課」に改める。